

参考資料

わが国の財政の現状と課題

～平成18年度予算編成の課題～

18年度概算要求基準の基本的考え方

18年度予算においては、「改革の総仕上げ」のために、引き続き歳出改革路線を堅持・強化するとの方針の下、概算要求基準の段階から、歳出削減の一層の強化と思い切ったメリハリ付けを推進。

1. 歳出削減の強化

○各省庁が既存施策の見直しに一層踏み込むよう、厳しい要求基準を設定

⇒公共投資関係費について、引き続き▲3%の削減を継続

⇒裁量的経費についても、▲3%の削減を実施

⇒社会保障関係費について、8,000億円の増加が見込まれるところ、2,200億円の合理化減を図り、5,800億円の増

【参考】 昨年（17年度）の概算要求基準

公共投資関係費	▲3%
裁量的経費（科振費相当額を除く）	▲2%
社会保障関係費の合理化減	▲2,200億円

2. 経費区分の一体化

○既存施策の見直しを容易に実現できるよう、従来の経費区分（年金・医療等を除く義務的経費、裁量的経費、公共投資関係費）を一体化

3. 引き続き十分な要望枠を確保

○公共投資関係費と裁量的経費について、引き続き2割増の要望枠を確保し、重点化すべき施策の円滑な要望を実現

4. 編成過程における柔軟な配分調整

○編成過程における柔軟な配分調整のための財源（1,000億円）を確保

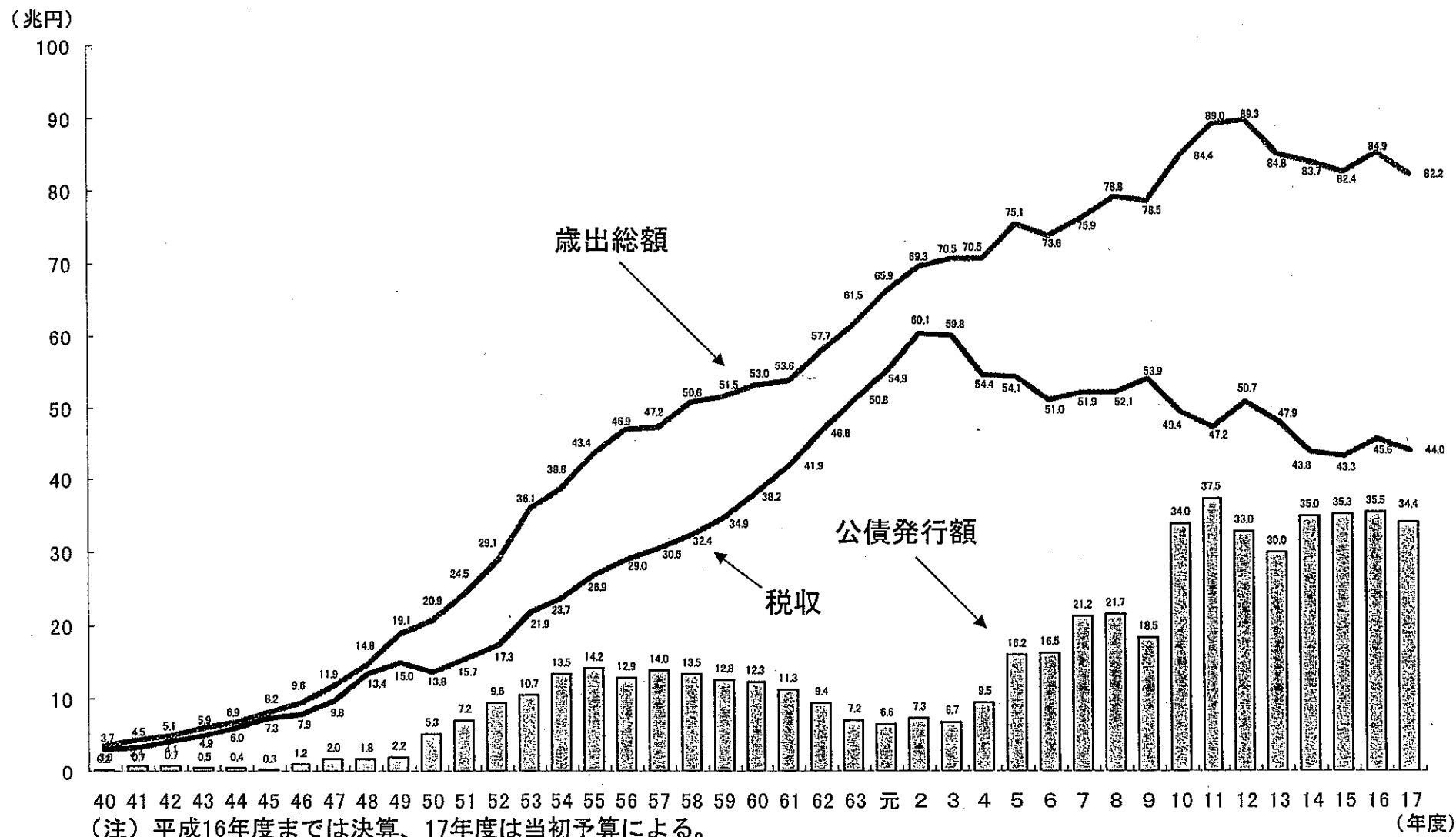
5. その他

○「基本方針2005」等を踏まえ、公務員の定員純減を確保し、総人件費を厳しく抑制

○国民から厳しい目を向けられている庁費等の一般行政経費等についても徹底した見直し

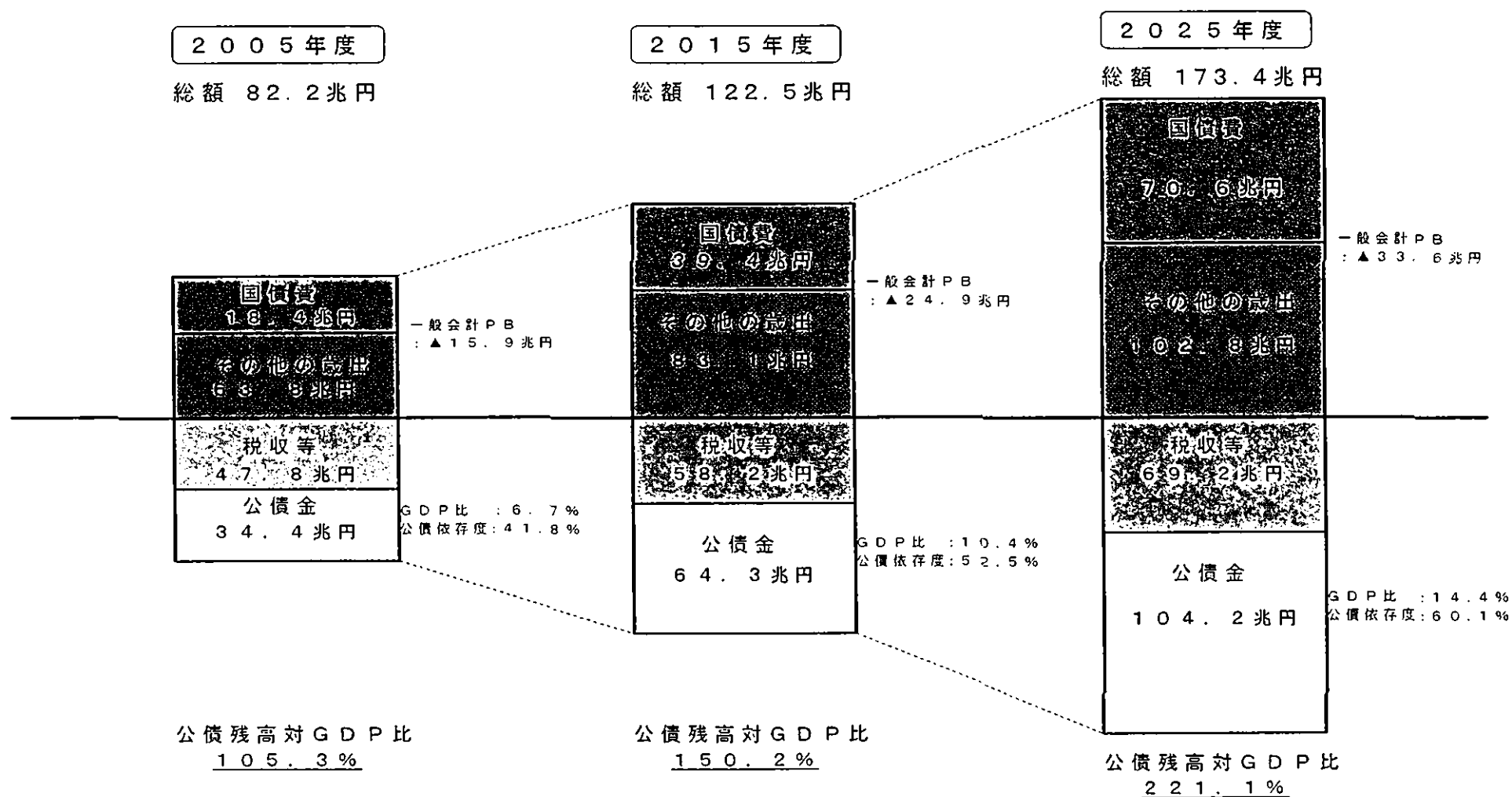
一般会計における歳入歳出の推移

我が国の財政状況は、バブル崩壊後、景気の低迷による税収の落ち込みや累次の経済対策に伴う財政支出の拡大及び減税措置により、急速に悪化。



国の一般会計に係る長期試算

(財政制度等審議会起草検討委員提出資料に基づき作成)



【試算の前提】

経済前提: 厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し(平成16年5月)」(以下「厚労省試算」)を踏まえ、右図のとおり設定。

歳出: 国債費・上記経済前提の名目長期金利を用いて計算した利払費に定率繰入等の債務償還費等を加えて推計。

その他の歳出・社会保障関係費については、厚労省試算を踏まえ試算、それ以外は、名目経済成長率を用いて推計。

歳入: 税収等・税収については、名目経済成長率×弾性値1.1(税制改正の影響等を調整)を用いて推計。その他の収入は、主要項目毎に名目経済成長率等を参考に推計。

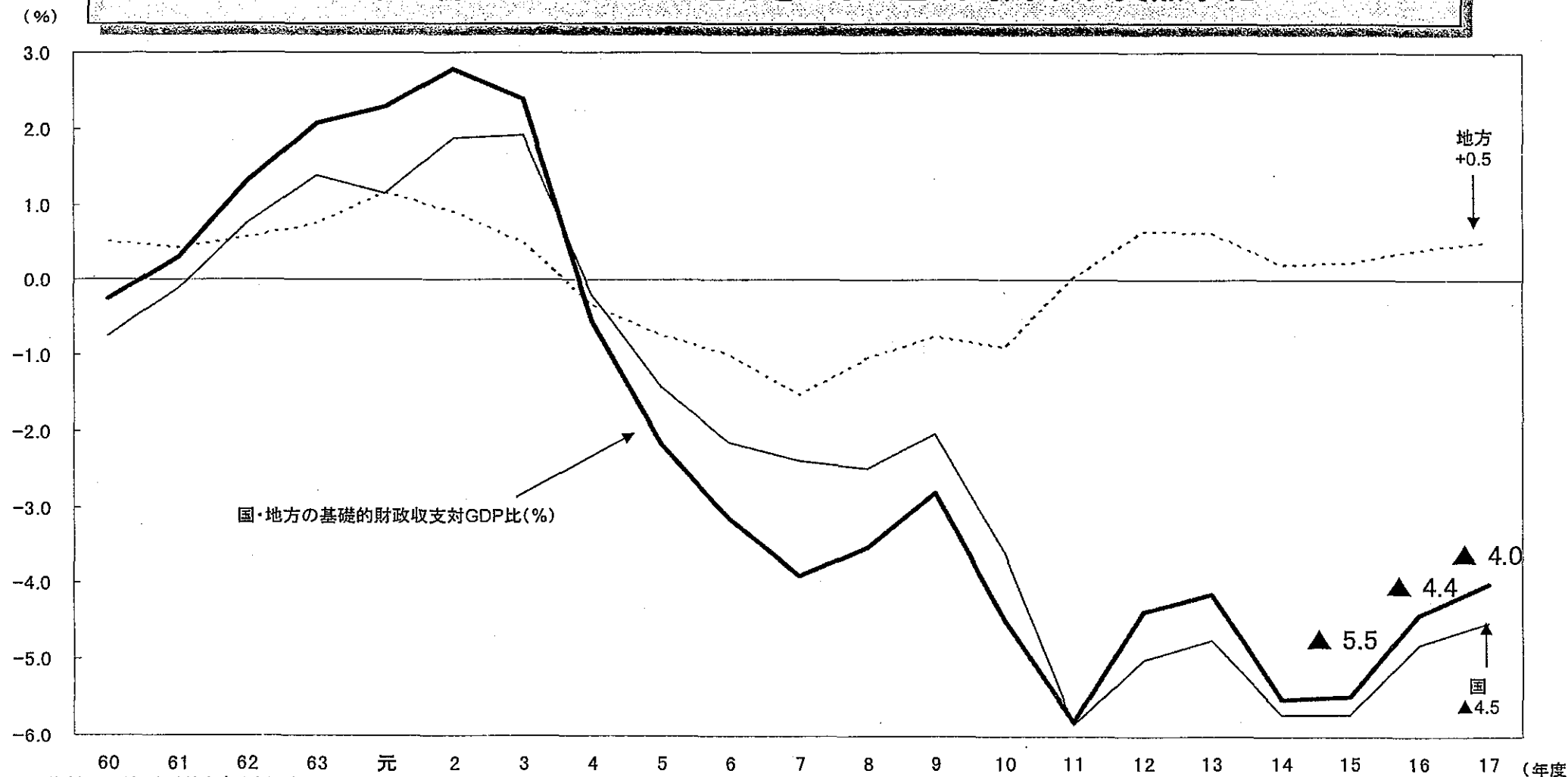
公債金・歳出と税収等の差額。

【経済前提】

	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009~2010 (平成21~22)	2011~ (平成23~)
名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
名目長期金利	1.9%	1.9%	1.9%	3.0%	3.0%

国及び地方の基礎的財政収支の対GDP比（SNAベース）

2010年代初頭における国・地方を通じた基礎的財政収支黒字化



(資料) 国民経済計算年報(内閣府)

(注) 1. 国・地方の基礎的財政収支(SNAベース)は、財政赤字ーネット利払費(93SNAベース)により算出。

2. 平成16、17年度は内閣府推計値。

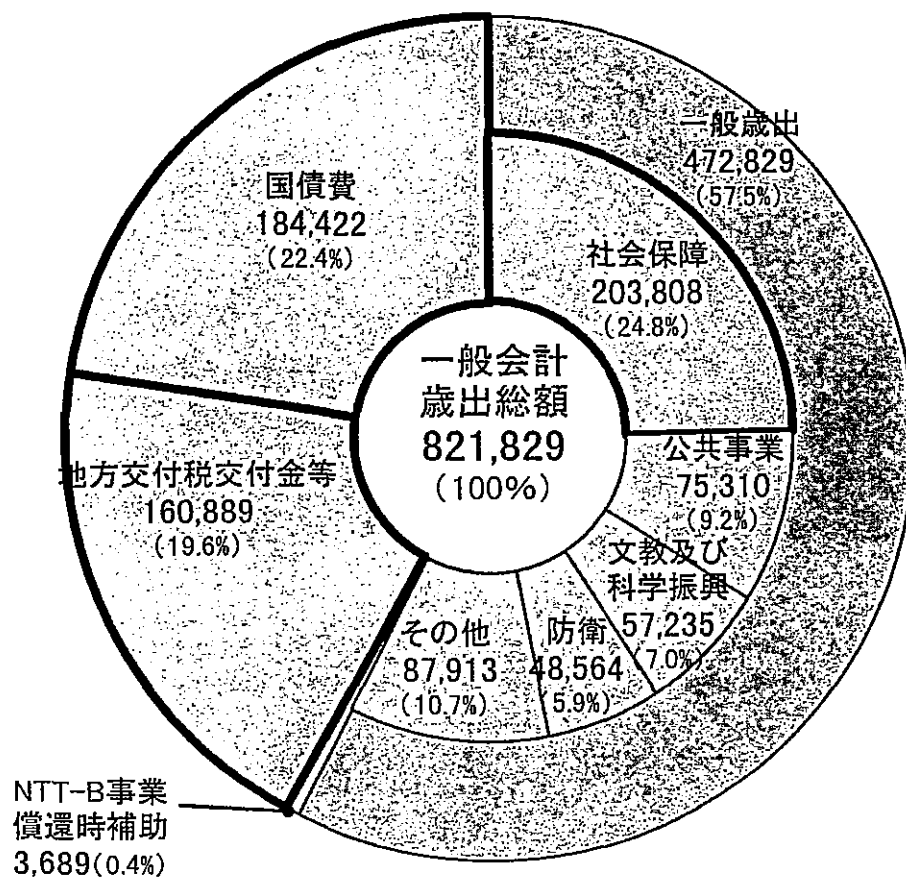
3. 一般会計の基礎的財政収支(国債費ー公債金収入)は、平成16年度(補正後)▲18.3兆円、平成17年度(当初)▲15.9兆円。

平成17年度一般会計予算の概要

一般会計歳出

- ・社会保障関係費(20.4兆円)、国債費(18.4兆円)、地方交付税交付金等(16.1兆円)の三大経費で全体の約3分の2を占める。

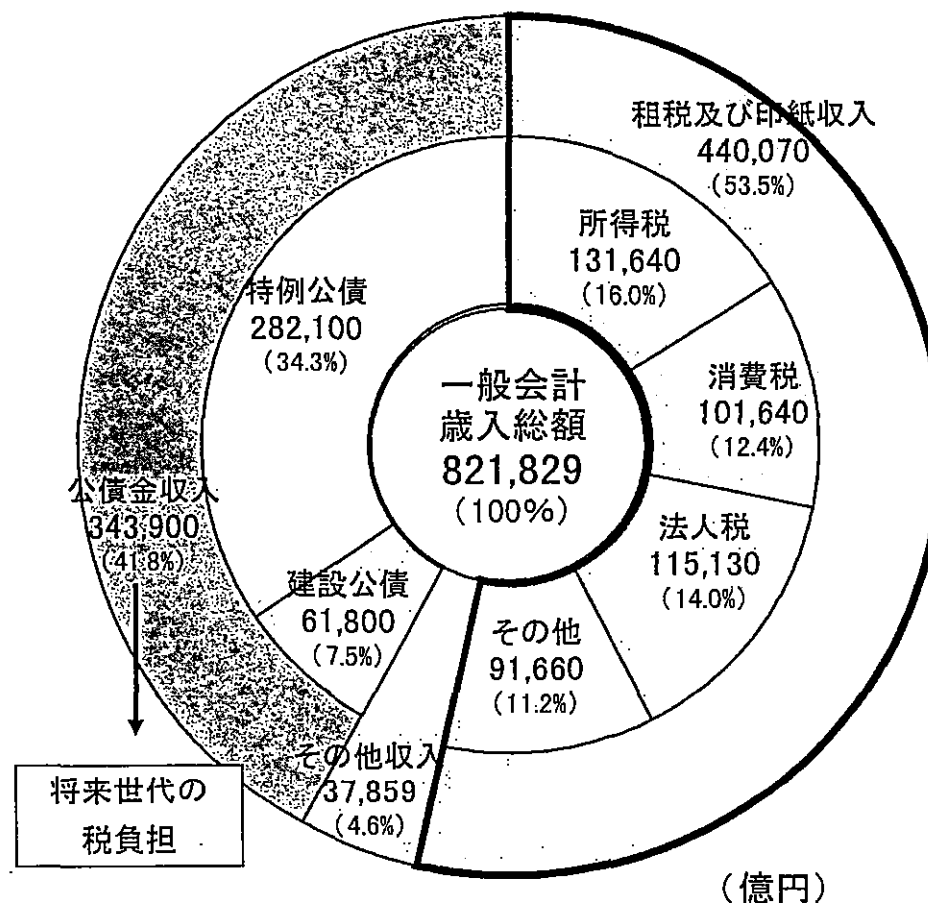
歳出



一般会計歳入

- ・租税及び印紙収入は5割程度
- ・残りのうち34兆円程度(約42%)が公債金収入

歳入



社会保障 ― 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(抄)

3. 持続的な社会保障制度の構築

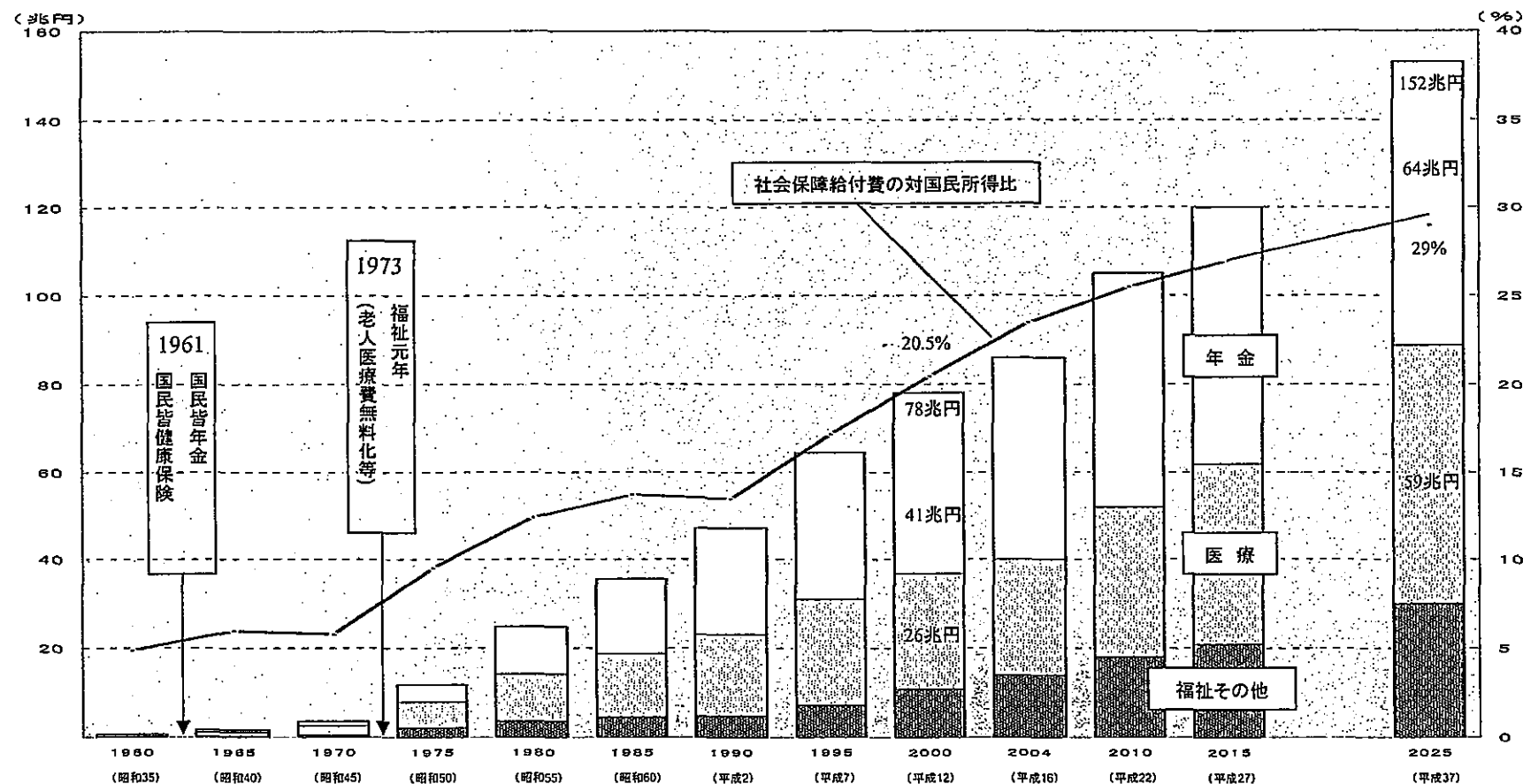
- ・「基本方針2004」を踏まえ、引き続き社会保障の一体的見直しを推進するとともに、年金についても平成16年度改革において明記された道筋に沿って引き続き改革を進める。
- ・超高齢社会にあっては、社会保障制度が持続可能であることは国民生活にとって不可欠なことであり、社会保障給付費を今後考える上で「国民の安心」、「持続可能性」という観点は最重要である。そのためには、日本の経済規模とその動向に留意しなければならないと同時に、過大・不必要な伸びを具体的に厳しく抑制しなければならない。

この観点から、以下の取組を行う。

- ① 社会保障給付費の伸びについて、特に伸びの著しい医療を念頭に、医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、定期的にその達成状況をあらゆる観点から検証した上で、達成のための必要な措置を講ずることとする。上記目標については、国民が受容しうる負担水準、人口高齢化、地域での取組、医療の特性等を踏まえ、具体的な措置の内容とあわせて平成17年中に結論を得る。その上で、平成18年度医療制度改革を断行する。
- ② 上記目標を達成するために、これまでの施策の効果を検証しつつ、総合的に直ちに取り組む。
- ③ 平成18年度の医療制度改革においては、保険給付の内容について、相当性・妥当性などの観点から幅広く検討を行う。また、診療報酬・薬価改定は、近年の賃金・物価の動向や経済・財政とのバランス等を踏まえ検討する。

- ・また、医療制度改革については、「基本方針2001」以降閣議決定された事項について、その完全実施の工程を策定し、取り組む。

社会保障給付費の推移



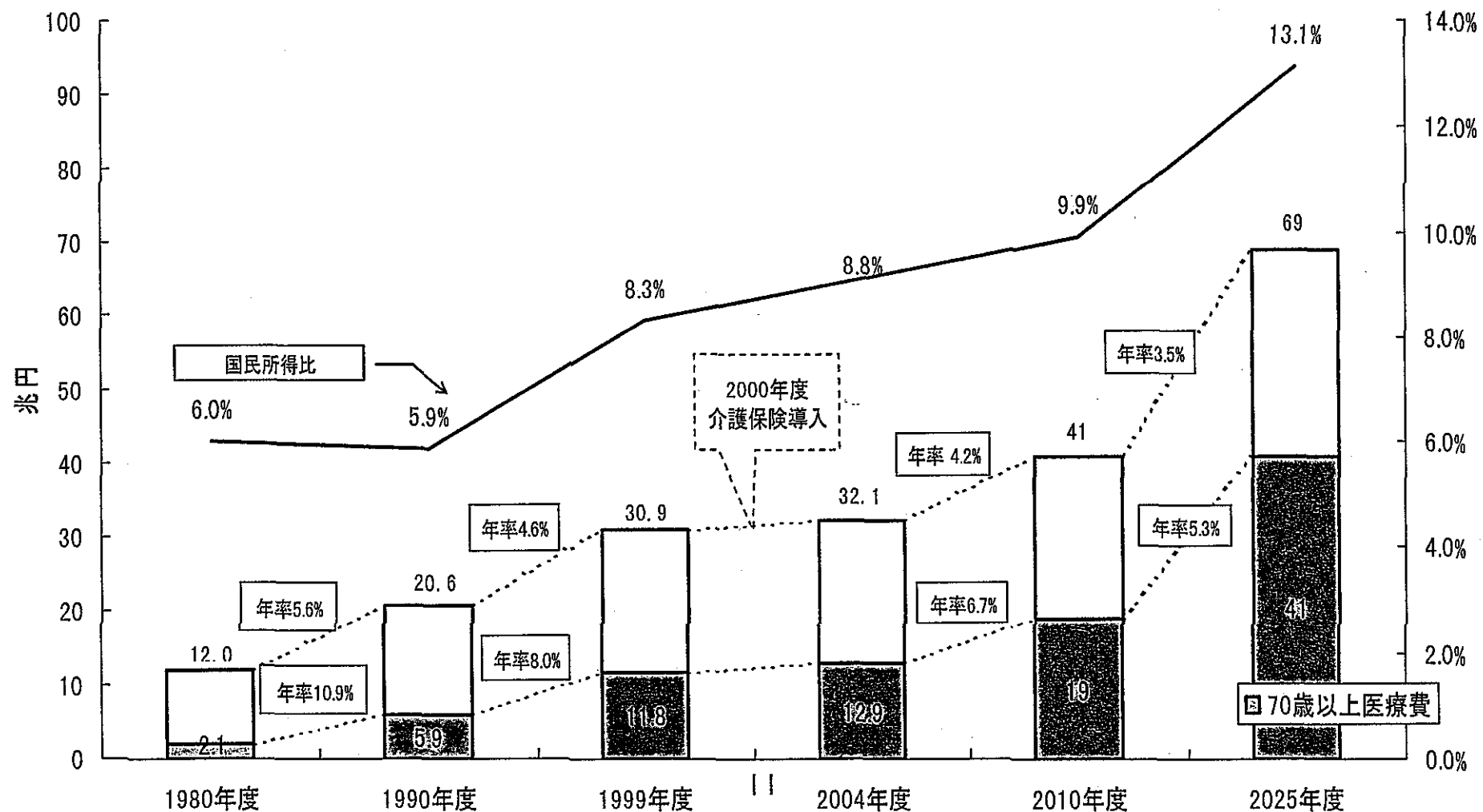
	1970	1980	1990	2000	2004	2015	2025
社会保障給付費(A)	4兆円	25兆円	47兆円	78兆円	86兆円	121兆円	152兆円
国民所得(B)	61兆円	200兆円	351兆円	380兆円	366兆円	448兆円	525兆円
国民所得比(A/B)	5.8%	12.4%	13.5%	20.5%	23 1/2%	27%	29%

(注1) 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。

(注2) 2000年度以前は実績であり、2004年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成16年5月 厚生労働省)による。

(注3) 仮に、国及び地方の租税負担と財政赤字のうち社会保障以外の支出に係るものの対国民所得比の近年の水準(約26 1/2%)に、本推計の2025年度における社会保障に係る負担の対国民所得比(29 1/2%)を単純に合計すると約56%となる。

国民医療費の推移と見通し



(注) 1999年度までは実績。2004年度は予算ベース。2010年度及び2025年度は「社会保障の給付と負担の見通し」(16年5月、厚生労働省)による。

三位一体改革 ― 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(抄)

2. 仕事の流れを変える

(1) 国から地方への改革

平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現するため、以下の取組を行う。

- ①平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、改革を確実に実現する。そのため、経済財政諮問会議において、進捗状況をフォローアップする。また、国と地方の協議の場においても、地方の意見を聞きつつ議論を進める。
- ②税源移譲はおおむね3兆円規模を目指す。
- ③国庫補助負担金改革については、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。このため、残された課題については、平成17年秋までに結論を得る。あわせて、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。
- ④税源移譲については、上記③の結果を踏まえ、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。その際、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本とする。
- ⑤地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。また、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないよう、適切に対応する。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努める。また、交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。

「三位一体の改革について」 (政府与党協議会)

平成16年11月26日(金)政府・与党協議会
「三位一体の改革について」より抜粋

1. 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
2. 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金 (暫定)	8,500 億円程度
(平成17年度分 (暫定))	4,250 億円)
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教 (義務教育費国庫負担金を除く)	170 億円程度
・社会保障 (国民健康保険を除く)	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成16年度分	6,560 億円程度

税源移譲額	合計	24,160 億円程度
-------	----	-------------

3. 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
 - (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - (3) その他
- (注)
- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。
 - ② 公立文教施設費の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

総人件費抑制 — 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(抄)

3. 人と組織を変える

(2)公務員の総人件費改革

・公務員の総人件費削減について、国・地方ともに定員の「純減目標」などの明確な目標を掲げて強力に取り組む。

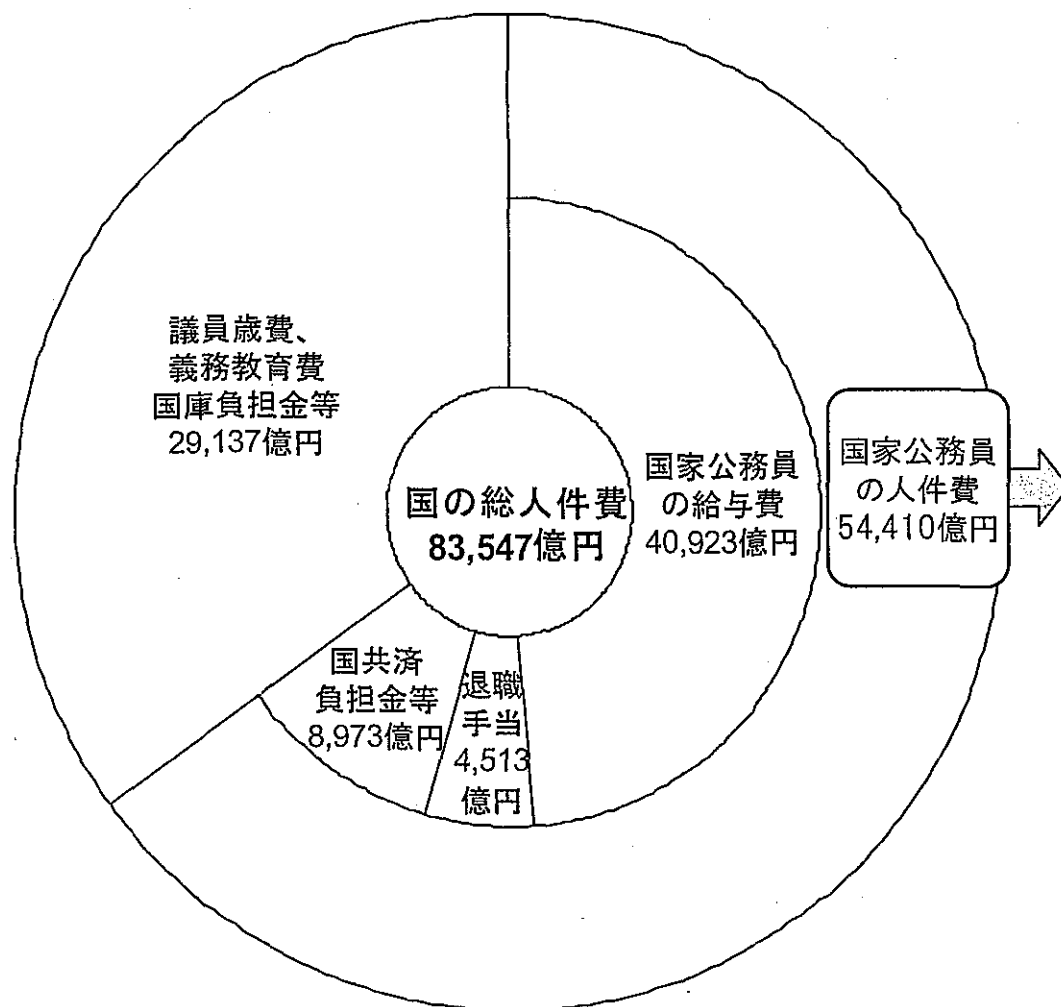
このため、下記の事項に留意しつつ、総人件費改革のための基本指針を平成17年秋までに策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。これらにより、公的部門全体の総人件費の抑制に取り組む。

- ①国においては、定員削減計画を策定し、定員の大胆な再配置を進めるとともに、事務事業の徹底的な見直し等により、政府部門全体を通じた一層の純減の確保に取り組む。このため、これまでの純減実績も踏まえ、行政需要にも配慮しつつ、次期定員削減計画期間中の純減目標を策定する。
- ②地方公共団体においては、「新地方行革指針」の純減目標を達成できるよう、「集中改革プラン」に定員の数値目標を明示するよう取り組む。
- ③退職者の補充(新規採用等)は、IT化の推進や市場化テスト、民間委託を活用し、極力抑制することとする。
- ④人事院において、民間企業における賃金体系の改革の動向を踏まえ、公務員の給与体系の見直しを進めるよう、要請する。
- ⑤地域における国家公務員の給与の在り方についての見直しを踏まえ、地方公務員についても、人事委員会の機能を発揮し、地域の民間給与水準をよりの確に反映させるよう、要請する。
- ⑥公務員の定員・給与・各種手当、これらに関する実際の運用についての情報を、国・各地方公共団体が、それぞれの組織形態等を踏まえつつ相互に比較可能な形で開示し、適正化を図る。
- ⑦特殊法人、独立行政法人、公益法人等、公的部門全体の人件費を抑制する。こうした取組を通じ、当該法人に対する補助金や運営費交付金を見直す。
- ⑧地方公営企業、地方公社等の人件費等の情報公開を徹底させ、改革への取組を促す。

人件費について（１）

国の総人件費の内訳

（平成17(2005)年度当初予算、一般会計及び特別会計の純計）



◎国家公務員の人件費 61.5万人 5兆4,410億円

（内訳）

- 行政機関 33.2万人 3兆 3,005億円
 - ・ 治安関係 6.3万人
 - ・ 国税 5.6万人
 - ・ 社保・労働 4.0万人
 - ・ 河川・道路・港湾 2.9万人
 - ・ 防衛（自衛官除き） 2.4万人 等
- 自衛官、特別機関 28.3万人 2兆 1,405億円
 - ・ 自衛官 25.2万人
 - ・ 国会 0.4万人
 - ・ 裁判所 2.5万人 等

※ 国家公務員の身分を有する者には、この他に特定独立行政法人役職員（約7.1万人）、郵政公社役職員（約27.1万人）があり、これらの者と合わせた国家公務員の数約95.8万人である。

（参考）

◎地方公務員の人件費 245.7万人 22兆6,684億円
（地財計画）

人件費について（２）

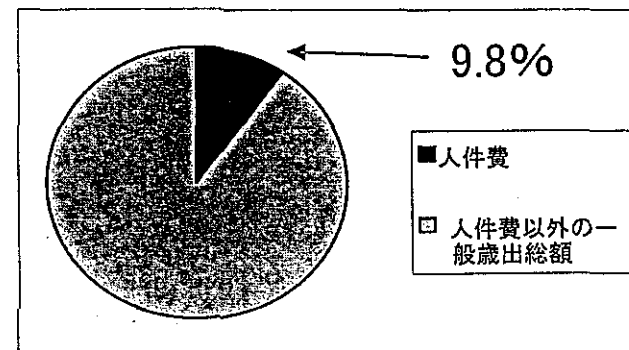
【国】

一般歳出総額	472,829	100.0%
うち人件費	46,571	9.8%

人件費とそれ以外の経費の比率 約1:9

【注1】平成17(2005)年度予算(一般会計)ベース

【注2】人件費の内訳は、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に退職手当及び国家公務員共済組合負担金等を加えた額



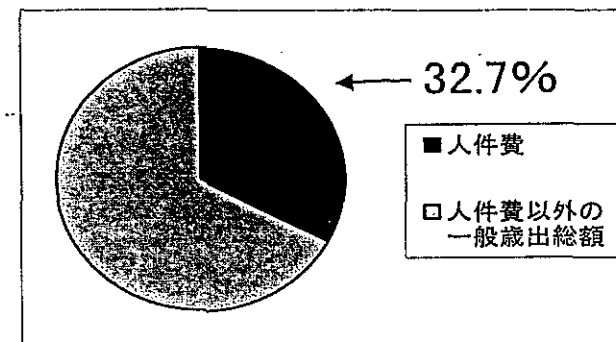
【地方】

一般歳出総額	673,216	100.0%
うち人件費	220,453	32.7%

人件費とそれ以外の経費の比率 約1:2

【注1】平成17(2005)年度地方財政計画ベース

【注2】地方の人件費は、地方財政計画の給与関係経費から特別職等給与費及び恩給費を除いたもの。



地方公務員 308.4万人

一般行政部門 106.9万人

教育部門 115.4万人

警察部門 27.1万人

消防部門 15.5万人

公営企業等会計部門 43.4万人

（注1）平成16(2004)年4月の人数

（注2）各計数はそれぞれで四捨五入しているため合計において一致しないことがある。

2. 仕事の流れを変える

(3) 予算制度改革

・特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

- ①関係府省は「基本方針2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的な財務の健全性に配意しつつ、事務事業の存廃や区分経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
- ②特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

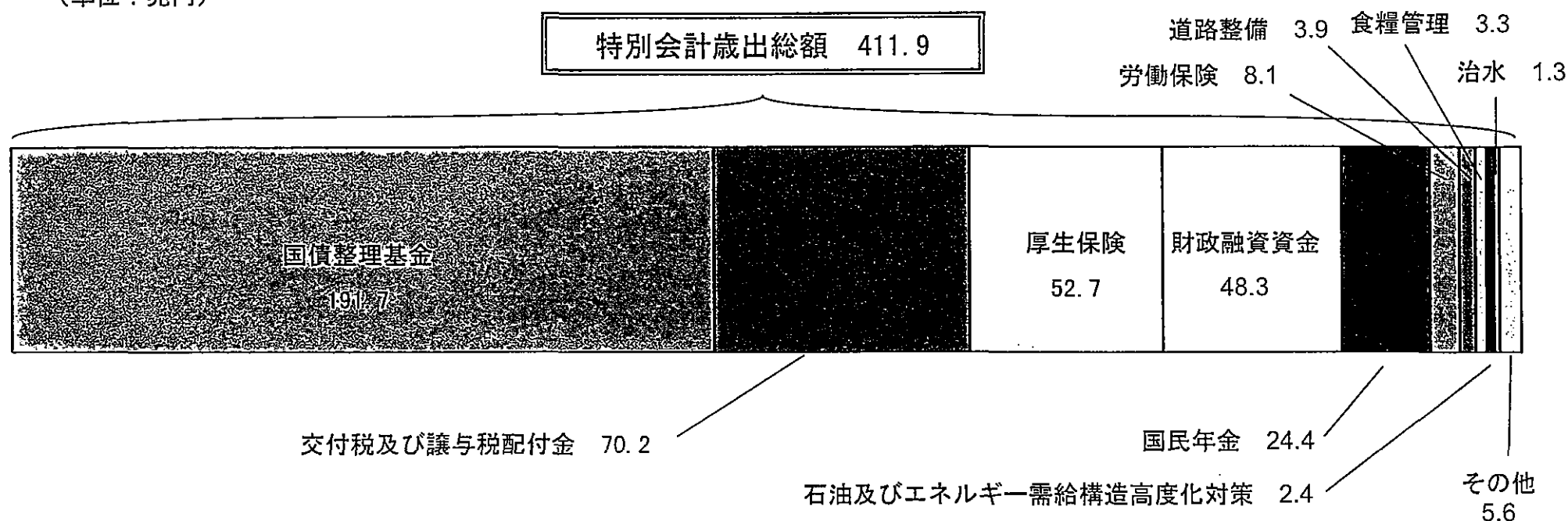
3. 平成18年度予算における基本的考え方

・特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じ、制度改革、事務・事業の見直し等を行い、歳出の効率化・合理化を推進し、これを抑制するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。

特別会計の資金の流れ(17年度予算)

- ◆ 特別会計の歳出の中で大きな割合を占めるものは、国債整理基金や交付税及び譲与税配付金などの整理区分特別会計や財政融資資金特別会計、厚生保険、国民年金などの年金・保険事業を経理する特別会計である。

(単位：兆円)



- ・17年度の特別会計の歳出総額は412兆円、重複計上額を除いた純計額は205兆円。
- ・このうち、国債償還、地方交付税交付金、社会保険給付費等を差し引いた歳出額は、17兆円。